

# 新しい地域おこし協力隊員を紹介します

二月から、来島の郷「加田の湯」で地域おこし協力隊員として活動する、原田朋子と申します。

町民の皆さんと一緒に、飯南町の森林や川、おいしい空気の中で、旬を味わえる地域食材の発掘や生産、提供などを通して、都市農村交流の新たな企画発案や情報発信に取り組みます。

地域の皆さんの温かさを感じながら、一生懸命頑張りたいと思います。



協力隊員の原田さん

ます。加田の湯にお越しの際は、気軽に声をかけてください。よろしくお願ひします。

# 教育委員会委員が決定

教育委員会委員に、高田紀子さん(上島)が再任されました。任期は、平成29年2月11日から4年間。なお、教育委員の構成は、次のとおり。



再任された高田さん

委員 鳥田 勝信  
任期満了年月日 平成32年2月10日  
教育長職務代理者

委員 岸 みのり  
任期満了年月日 平成30年2月10日

委員 熊谷 高暢  
任期満了年月日 平成31年2月10日

委員 高田 紀子  
任期満了年月日 平成33年2月10日

# 小規模工事等契約希望者登録制度の更新等手続

町が発注する小額(30万円以下)で簡易な工事や修繕などの施工を希望する場合は、あらかじめ登録をお願いしています。

現在の名簿の有効期間は、平成29年3月31日までです。引き続きまたは新たに登録を希望する場合は、手続をしてください。

受付期間/平成29年3月1日(水)以降随時

登録できる人/町内に住所や事業所を有し、入札参加資格申請をしていない人。個人の申請も可

登録業種数/土木工事・建築工事など、15業種のうち3業種まで登録可

登録方法/登録申請書等をお近くの役場窓口へ提出してください。登録用紙は町ホームページ、または役場窓口で交付します。

有効期間/平成29年4月1日〜平成32年3月31日までの3年間

■お問合せ  
企画財政課  
電話76・3941

# 選挙管理委員会委員が決定

2月8日に任期満了に伴う選挙管理委員会の選挙が行われ、次の皆さんが委員に決定しました。任期は、平成29年2月10日から4年間。

- 再任 委員長 景山 武さん(都加賀)
- 委員 大谷善啓さん(角井)
- 委員 田邊彰子さん(小田)
- 新任 委員 森口美恵子さん(上赤色)



新任の森口さん



## 森のたより

### ガイドが語る森林セラピーの魅力

ご夫婦そろって森林セラピーガイド、森林セラピストの三重野美子さんに、森林セラピーの魅力をお聞きしました。



三重野さんご夫婦 森の楽しみ方をガイドします

赤名にUターンして15年、四季折々の花を楽しみながらセラピーを楽しんでいます。

ガイドやセラピストの勉強を通じて、森の香り(ライオンチッド)が、免疫機能の向上やがん予防など、心身ともに健康維持につながることを知りました。

木のチップが足元を優しく迎えてくれる小田川源流のほとりのセラピーロード。川のせせらぎ、葉擦れのささやき、野鳥のさえずりは、心安らぐひと



森を歩けば体もポカポカ

森林セラピーの冬ならではの楽しみ方、それが、西洋かんじきとも言われる「スノーシュー」を履いての森林セラピー。この時期にしか見られない、黄色い蜂の巣状の花を咲かせ「ミツマタ」も、スノーシューを履けば雪の上でもはまらずに見に行けます。

■お問合せ  
産業振興課(地域おこし協力隊)  
電話76・2214

# 臨時福祉給付金(経済対策分)

平成26年4月の消費税率引上げに伴う負担を緩和するため、臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されます。今回の給付金は、消費税率引上げ(8%→10%)が2年半延長されたことを踏まえ、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分が一括して支給されます。

対象者/次の要件をすべて満たす人  
・平成28年1月1日時点で、飯南町の住民基本台帳に記載されている  
・平成28年度の住民税が課税されていない  
・課税者の被扶養者や生活保護の受給者でない

給付額/1人につき1万5千円(4月下旬から給付予定)

申請方法/給付対象と思われる人に申請書を発送します。申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送するか、お近くの役場窓口へ提出してください。  
申請期間/平成29年3月1日(水)〜平成29年6月1日(木)

■注意ください!  
町や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません。

■お問合せ  
住民課  
電話72・0311

# 国民年金保険料の納付は口座振替が便利です

口座振替で納付するときは、手続きが必要です。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。平成29年度の前納での申込期限は平成29年2月末日です。(口座からの引き落としは4月末)

■お問合せ  
住民課  
電話76・2213